

広義のストック概念に着目した持続可能な都市・地域のマネジメント

Sustainable Urban and Regional Management Focusing on the Broad Idea of the Stock Concept

「持続可能性」あるいは「持続可能な発展」という言葉を自治体の計画でも目にすることが多くなった。地球環境問題の文脈で用いられることが多いが、地域において「持続可能な都市・地域」を目指すとき、その本質は住民の「生活の質」を持続的に維持向上させることにある。生活の質は地域におけるストックとフローの関係性において規定されていると捉えることができ、自然環境から社会インフラ、文化や人々のつながりを含めた地域のストックの減耗を防ぎ、そこから便益を得るフローのしくみを健全に保つことが地域の持続可能な発展につながるのである。また、「ストックとフローの関係性」という視点で自治体の事業や施策を捉えなおすことによって、総合計画や行政評価等、自治体における計画や評価の仕組みが、個々の事業の束から論理的な体系をもったマネジメントツールへと再構築される可能性も持っている。



The terms "sustainability" or "sustainable development" now often appear in various plans prepared by local governments in Japan. Although they are often used in the context of global environmental issues, when a "sustainable city or region" is aspired to in the context of the community, the essence is in the sustainable improvement and maintenance of the "quality of life" of the residents. Quality of life can be defined as the relationship between the stock and flow of the community. Hence, to prevent the depletion of the community's stock, from the natural environment to social infrastructure to the culture and connections among its people, and to soundly maintain the flow mechanism of benefitting from such stock, this improvement and maintenance connects directly to the sustainable development of the community.

Furthermore, by recapturing the projects and policies of local governments based on the perspective of "the relationship between stock and flow", local governments' mechanisms for planning and evaluation, such as comprehensive planning and policy evaluation can also be reconstructed from being a collection of individual projects to actual management tools which are a part of a conceptually logical system.

1 | はじめに

自治体ビジョン、マネジメントのキーワードとして、「持続可能性」あるいは「持続可能な発展」という言葉がしばしば出てくる。現行の都道府県・政令指定都市の総合計画（基本構想・基本計画）を調べたところ、44都道府県と15の政令指定都市で「持続可能」「持続的発展」等の表現が見られる（文末別表）。最も使用例として一般的なのは環境問題に関連したものであるが、時代の変遷によって少しずつ使用のされ方が変化しているようにみえる。例えば、2000年前後に策定されたものは「循環型社会」の関連で（秋田県、兵庫県、熊本県など）、近年策定されたものは「地球温暖化問題」との関連での使用が多くなっている（富山県、和歌山県など）といえるだろう。環境のほかには、財政や社会保障制度といった、社会システムを自治体として維持していけるのか、という観点から「持続可能」という言葉を用いるもの（福岡市など）。経済発展の見地から「持続的発展」といった形で表現されているものもある（千葉県、新潟県など）。

では、持続可能な発展をその自治体で目指すにあたり、具体的に何をするのか、ということについては、それぞれの自治体でさまざまな表現がなされている。環境保全、地域産業の発展、コミュニティの維持などが代表的であるが、そもそも抽象的で具体的には何をするのかよくわからないものもしばしば見られる。

本稿では、自治体ビジョンのキーワードとして多用されながら、さまざまな用法・文脈で用いられている「持続可能な発展」という概念について、「生活の質」を基点に捉えるという考え方を提示したうえで、自治体の計画や評価の問題に引きつけながら、その概念を実現する「持続可能な都市・地域のマネジメント」のあり方について検討したい。

2 | 「持続可能な発展」は「生活の質の持続的向上」

先述したように、「持続可能な発展」に関連する表現はさまざまな文脈で用いられているが、一般的な定義から

すれば使用法としてやや疑問符が付くものもある。持続可能な発展の定義として最も有名なのは、国連の環境と開発に関する世界委員会（通称「ブルントラント委員会」）が1987年にまとめた報告書「地球の未来を守るために」の中にある、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」というものである。この概念は「環境と開発」という文脈の中で出てきたものであるし、その定義について、環境経済学を中心にさらに研究が進んでいる¹。しかし、この概念は地域の文脈で語られるとき、より包括的な概念として用いられる。すなわち「市民の生活の質の持続的な発展²」であり、環境のみならず、社会、経済、文化など多様な要素によって構成される住民生活の質が、継続的に向上するということである。

持続可能な発展が都市・地域レベルにおいて、政策理念として最も浸透しているのは欧州であるが、そこでは持続可能な発展が、生活の質の向上と密接に結びつく概念であることが、強調されている。1996年、EUの行政執行機関にあたる欧州委員会の第9総局（日本でいう省庁に相当。当時は環境、原子力、市民生活の安全などを担当）の都市環境専門家グループが、「欧州の持続可能な都市」というレポートを発表した。このレポートは欧州において「持続可能な都市」を目標像として施策を進めていく自治体が次々と現れる大きな契機となった。「持続可能な都市プロジェクト」の成果の一つである³。その中で、「持続可能な発展のポイントは人々の生活の質を維持・向上することである」として、住民の生活の質の持続的な向上を最上位の政策目標としている⁴。重要なことは生活の質が維持・向上され「続ける」ことである。将来世代の資産を奪って現在の生活の質を保つというのは「持続可能」とは言えない。そのため、自然の回復力を上回るような環境破壊や資源の浪費は許されない。そういう意味では環境問題と密接な関係があるが、それだけではなく、生活の質を守るうえでの社会的・経済的なことからを抜きにして「持続可能な都市・地域」を語ることはできない。

3 「生活の質」はどのように支えられているか

「持続可能な都市・地域」を実現するべく、住民の生活の質を持続的に維持・向上していくためには、住民の生活の質が何によって規定されているかを考える必要がある。もちろんそれは、個人の価値観に依るところが大きいが、社会として、地域として考えが共有される部分もあるであろう。また、個人が私的に利用・消費する商品（私的財）だけでなく、社会において共同で利用されるもの（公共財）によっても規定される部分があるだろう。医療・教育・自然環境・文化などは、私的市場のみでは十分に供給されない。ここに行政における公共サービス供給のマネジメントが求められる。

ただ、これだけの議論であれば、公共経済学などで議論されている問題と大差ない。しかし「持続可能性」を考慮に入れたとき、これだけでは十分ではない。ケンブリッジ大学の経済学教授であるP.ダスグプタは、持続可能な発展について、先述のブルントラント委員会の定義を踏まえた上で、彼の解釈として「前の世代から受け継いだのと少なくとも同じくらい大きい生産的基盤を、その後の世代に残さなければならない」という考え方を示している。生産的基盤は諸制度と資本基盤とに分けられるとしており、資本基盤として人工資本、人的資本、知識、自然資本を挙げている⁵。ダスグプタはこの生産的基盤が人々の福祉、すなわち生活の質の決定要因として重要であるとしており、それを減らさずに次世代に引き継ぐことが持続可能な発展であると捉えているのである。生産的基盤を構成する諸制度と資本基盤をどのように解釈するか、厳密には難しいが、ここでは資本基盤を生活の質を維持するために必要なストックと捉える。つまり、道路や医療施設のような社会インフラ（人工資本）、医療・福祉・教育に携わる人材（人的資本）、清浄な水・空気や心安らぐ緑などの環境（自然資本）その他文化など、時間を経た投資的活動により蓄積されたストックである。また、諸制度をそのストックから得られるサービスの利用のありようを規定するまさに諸々の制度と解釈する。

これを地域の問題に引きつければ、持続可能な発展のためには、住民の生活の質を支えるさまざまなストックを維持・蓄積し、そこから得られるサービスを公平かつ効率的に供給する、またその関係の健全性が将来においても保証されることが求められる。すなわち、公共財・公共サービスの供給を、一時点の現象と捉えるのではなく、過去からの蓄積と次世代への継承を考えた時に、どのようなあり方が望ましいかという観点で捉える必要がある。

以上のことから、持続可能な都市・地域を創造し、マネジメントしていくために、自治体に求められることを整理すると、

- ①住民の生活の質に係る地域のストックを増やすこと
 - ②住民の生活の質に係るフローの形を健全に保つこと
- ということができると筆者は考えている。

4 「生活の質」を支えるストックとフロー

上記で示した捉え方を、実際の問題を例にとって考えると、福祉でいえば老人ホームやそこで働くスタッフがストックであり、そこで提供されるケア等のサービスがフローとなる。文化であれば、文化ホールなどがストックで、そこで催されるコンサートや公演などがフローとなる。環境であれば、豊かな里山がストックとすれば、そこで行われる自然観察会のようなイベントや、里山環境を維持するための手入れなどがフローとなる。そのようなストックが破壊されることのないよう保全する、あるいは減耗していく部分を補っていく。また、ストックから得られるサービスが、住民に公平で効率的に供給されているか、そのフローのあり方が健全に保たれるよう管理するというのが自治体に求められるということである。

もう一步具体的に、人々の生活の質に特に大きな影響を与えるという良い医療サービスについて取り上げてみよう。医療サービスは、病院・診療所といった医療機関（人工ストック）に医師・看護師といったスタッフ（人的ストック）が従事し、患者の治療にあたる。患者は

医療サービスの利用にあたり、医療保険（制度）を活用する。医療サービスの供給は、病院に通院するという形が一般的ではあるが、往診など他の形式を取ることも考えられる。このほか、医療にかかわるストックとしては医療機器・設備、救急車など病院の資産に関するもの、フローの要素としてはサービスの供給内容、供給のされ方に関わる事項が挙げられる。（図表1）

このように整理してみると、住民の生活の質を規定する医療サービスの現状を構造的に把握し、サービスの質の維持向上のために何が必要かを具体的にできるのではないか。当該自治体で「医療の充実」といったときに求められる対策は何なのか。それは自治体ごとのストックとフローの現状によって異なるはずである。医療施設は古いか、新しいか、地域ごとの分布に偏りはないか、十分な設備が整っているか、スタッフの質・量は十分か、運営方法は効率的か、住民は医療サービスにアクセスしやすいか、アクセスしにくい地域にはどのような措置が取られているか、それぞれの状況によってなすべきことは異なる。

例えば限界集落のような地区が発生し、地区唯一の診療所の維持が難しくなっている、というときに、その地区の医療面での生活の質をどのように維持するか。財政的な手当をして診療所を維持する、というストック維持のアプローチも考えられるし、診療所は閉める代わりに

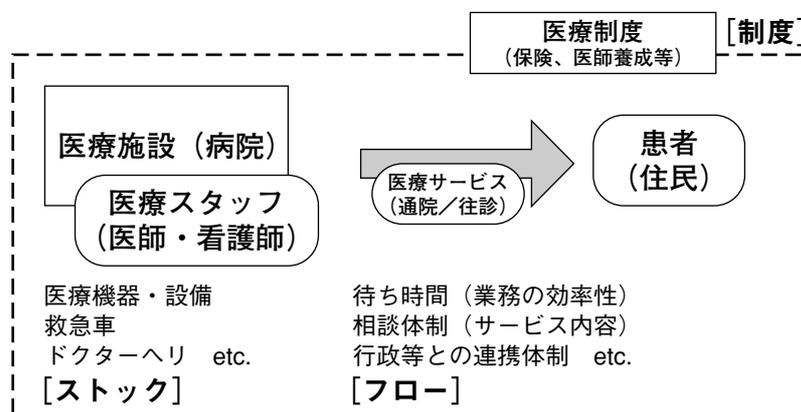
隣接地区からの往診体制の充実を図る、というフロー一面での工夫もありうる（往診する医師という人的ストックへの投資は必要）。このような形で文化の振興や環境保全の問題も同様に考えることができる。

一般的にハードからソフトへ、とかハードかソフトか、といった言い方がなされることがあるが、そのような二律背反的な捉え方ではなく、公共サービスを取り巻くストックとフローの関係性を生活の質というものを基点として捉えなおしたとき、十分な水準にあるか、今後、同様またはそれ以上の質のサービスを維持できるか、という観点で、望ましい投資を行う必要がある。ここでいう「投資」とは、直接的に資金を投下するという本来の意味だけでなく、制度の変更なども含めてその事象に「働きかける」こと、と理解していただきたい。

5 「生活の質」を権限の枠を超え、構造的に見取る

もちろん、例に挙げた医療サービスでも、医療施設は公立のものもあれば私立のものもあり、サービス内容やストックへの投資を取り巻く制度も単純ではない。他の分野も同様で、権限・財源に関わる制度が複雑で重層的なため、自治体が採れる選択肢は限られていることが多いかも知れない。市町村のような基礎自治体の場合は、自治体としてできることの権限・財源の壁にぶつかることは容易に想像される。しかし、住民サービスに直接関

図表1 医療サービスに関わるストックとフロー



資料：筆者作成

わる基礎自治体だからこそ、住民の生活の質を基点にして、それをとりまく関係性を直接的に把握することが期待される、という側面がある。その関係性を把握したうえで、それぞれのストック・フローに働きかけられる権限・財源を持っているのは誰なのか、ということ住民の前に明らかにすべきである。そのうえで、基礎自治体として何ができるか、何をすべきか、という議論を経て提示される施策・事業はおのずと説得力が違ってくるはずである。

6 | 自治体が管理すべきストックとは

上記で、地域に存在するさまざまなストックを例示したが、そのストックの実態を自治体はどのくらい把握しているだろうか。近年自治体では、ストック面の情報を住民等に分かりやすく開示することを目的として、自治体バランスシートの作成が進められている。そこでさまざまなストックが資産として計上される。しかし、そこで把握されるのは、土地や建物、有価証券等あくまで会計上資産として把握されるものであり、取得原価にせよ、時価にせよ金銭上の価値であり、生活の質をどのように規定しているか、というような、機能上の内容の把握を目的としているものではない。また、趣旨からすれば当然であるが、資産として計上されるのは自治体が保有しているものだけであり、民間の医療機関や寺社が持つ文化・歴史的資産などは、住民の生活の質に影響を与えるストックであるが、自治体バランスシートで把握される対象ではない。

これまでの議論からわかるように、本稿で対象にしている生活の質を支える地域のストックとは、バランスシートなどで把握されるものよりも広義の概念である。社会インフラや自然環境はもちろんのこと、文化や人材、ソーシャルキャピタルと呼ばれる人々のつながりもストックとして捉えられるかもしれない。また、本稿の文脈では、住民の生活の質を基点とすれば、ストックの所有者が誰であるかは問題ではない。国・都道府県・市町村・個人・企業等あらゆる主体が保有するストックが住

民の生活の質に影響を与えており、「持続可能な都市・地域」を目指すのであれば、その維持・向上のための投資が自治体に求められるのである。

このことは、上記すべてのストックを自治体がお金をかけて維持管理せよ、ということの意味しているわけではない。当然ながらそのようなことは不可能である。もちろん自前で保有するものに直接お金をかけて、ストックの蓄積や財・サービスの供給を図る部分もある。だがそれだけでなく、自分たちで保有しない部分を含めて生活の質を規定するストックとフローの関係性を把握したうえで、生活の質が持続的に向上するよう、先述のように「働きかけ」を行うのである。関係性を把握するというのは、市の所有・権限の枠を超え、住民の生活の質という基点に立って、構造的に見取り図を描くということである。そのうえで行う「働きかけ」とは、ルールによる誘導や直接的な指導、市民との協働といったものもあれば、自ら権限が及ばない事項について、関係機関への陳情などによって「働きかけ」る、などあらゆる手段が想定される。また、「生活の質」が何によって規定されているかを行政ですべて把握するのは困難であるため、さまざまな場を通じた住民や利害関係者間の議論によって、地域におけるどのようなストックが生活の質を支えているか、合意形成を図っていく必要があるだろう。

ストックを広義に捉えた場合、その把握は、数値で表せる定量的なものと、そうでない定性的なものに分けられるであろうし、定量的なものも、貨幣換算した経済的評価だけでなく、物理的なものも考えられる。例えば神奈川県藤沢市では環境基本計画における「生物生息・生育環境の保全、再生、創出を図る」という基本方針の実現を図るため、自然環境実態調査を行い、公園や緑地、森林、遊水地等における動植物の生息状況を調査している⁶。また、大阪府豊中市では2000年に「豊中市環境資源データベース」を作成し、春秋の七草、タンポポの在来種と外来種など植物の生育状況や、ツバメの営巣状況などを調査して、地図データに落とし込む作業を行っている⁷。また、兵庫県立人と自然の博物館では、「ひとは

く「リサーチプロジェクト」という事業を展開している。これは、登録した県民が県内の森林を散策中に、博物館が調査対象に指定した動植物をみつけたとき、その場所と日時等を博物館に連絡してもらう。このデータを積み重ねることで、県内の森林の生態系の状況を把握するデータベースを構築しようとしている。これらは地域の自然資本というストックを把握する取り組みの例といえる(図表2)⁸。

これらの取り組みを例に挙げたのは、広義のストックに関する情報の絶対量が不足していることが言えるためである。環境に関連すると、BODなどの水質基準や緑被

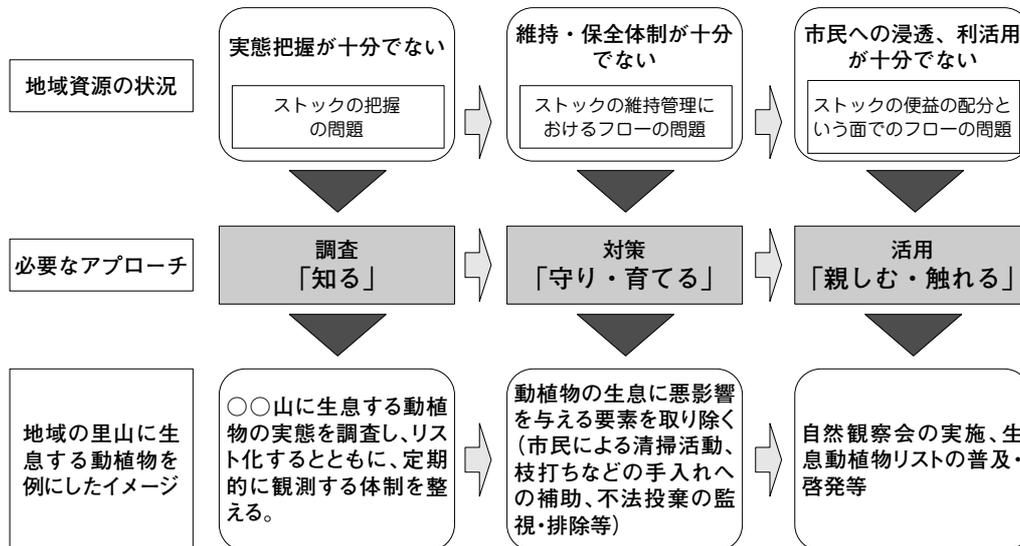
率などを計画の指標として挙げているケースが多いが、どのような動植物がどれくらい生息しているか、といったことも含めた多面的な情報を加えていくと、ストックの情報としてより厚みを持つ。そのような情報を生産するためには、人手と手間が必要であり、行政でそのコストをすべて賄うのは難しいだろう。環境経済学者の植田和弘は「環境情報の蓄積と共有化は公共部門だけでなく、民間部門や環境NGOのネットワークで進む傾向がある」と指摘しており⁹、住民や事業者の力を借りながら進めていくのが良いだろう。先述の兵庫県立人と自然の博物館の例はその証左の一つといえる。そして、そのような形

図表2 兵庫県立人と自然の博物館「ひとはくリサーチプロジェクト」のイメージ



資料：兵庫県立人と自然の博物館 ホームページ
<http://info.hitohaku.jp>

図表3 地域ストックの把握・保全・活用の整理イメージ



資料：筆者作成

での情報蓄積は環境だけでなく、文化や防災・防犯など他のあらゆる分野で必要といえるだろう。大切なことはそのようなストック情報を定期的に更新し、蓄積・減耗の状態をモニタリングして適切な「働きかけ」を行っていくことである。

こうしてストックの実態を把握したうえで、そこからどのような便益（サービス、メリット）を得ているか、それによって住民の生活の質にどのような影響を与えているかを分析する必要がある。さらに重要なことはこれを施策につなげることである。藤沢市の環境基本計画は、自然環境実態調査の結果に即した施策がみられる。ただし、現在のところ、動植物の生息状況に関する「〇〇市レッドデータブック」のようなデータが、これらの動植物の生息状況をどのように保全していくかという視点に基づいて、環境基本計画の施策体系の中で施策が構築されているケースはあまり多くない。

図表3に、里山という自然環境を例にとり、地域ストックの把握・保全・活用の整理イメージを示した。里山の自然状態が十分に把握できていない、というのはストック情報の把握の問題である。維持・保全体制が十分でない、というのはストックの維持管理におけるフローの問題である。そして、市民への浸透や市民の利活用というのは、里山という自然環境から得られるさまざまなメリットをどのように配分するか、という問題である。このように整理していくと、住民の生活の質という観点から、地域にどのようなストックがあり、どのような形で維持・管理され、住民に便益をもたらしているのか、という観点でさまざまな問題を体系的にとらえることができるのではないか。

7 | ストックの多様な側面

広義のストック概念という意味では、地域には負のストックもある¹⁰。交通事故による犠牲者や交通渋滞により大気汚染をもたらす道路構造は代表的な例といえる。また、アスベストが使われた建造物は処理を誤ると深刻な健康被害をもたらす。このような観点で地域の住民の

生活の質を脅かすような蓄積性のまさに「ストック」を把握し、その負のストックを少しでも減らし、改善する「働きかけ」をおこなっていくことが、持続可能な地域づくりにつながる。

この場合、負のストックを減らしていくことも重要であるが、負のストックによる被害が、例えば弱い立場にある人や特定の地域・地区の人々に偏ってもたらされていないか、という被害の「配分」の状況がどのようになっているかを見取ったうえで、適切な働きかけを行っていくことも極めて重要である。

8 | 生活の質をとりまくストックとフローの関係性から計画と評価を構築する

再三述べてきた「ストックとフローの関係性の把握」は一見当たり前のことのように思われるかもしれない。しかし、多くの自治体で策定されている計画や施策・事業評価の中で、このことが明示されているものはなかなか見られない。計画や評価の中の一部、一分野で見られることはあるだろうが、ストックの蓄積、フローとの関係性が明確に意識されているものは少ないといえるだろう。同志社大学の山谷教授は日本における行政評価活動を分析する中で、地方自治体の政策が「目的（目標）—手段」が論理的につながっていないということを指摘している¹¹。住民の生活の質を基点として、それをとりまくストックとフローの関係性の中から施策と事業が紡ぎだされていれば、論理的につながるはずであるが、現実問題として既存の事業を前提に、施策・政策にそれらを束ねて計画をつくっていく手法が多く、論理的なつながりが弱い状況がしばしば見られる。論理的なつながりが弱く中で施策・事業に評価指標が求められる、となればどのような指標を設定すればよいか、自治体の現場は大変苦労されることになる。

だからこそ、自分たちの権限が及ぶ枠を超え、住民の生活の質という基点に戻ってストックとフローの関係性を見取る必要があるといえるのである。住民にとっては、その生活の質を担保するサービスの供給主体が、国・都道府県・市町村か、あるいは行政か民間かということす

ら、意識的に区別される問題ではない。しかしそのサービスが提供される背景には、市が実行主体だが国の補助金が入っており、それに関連する取り組みは県が担当していて別の省庁の補助金が入っている、など重層的で複雑なものになっている。教育や医療など、身近な問題ほどその傾向が強いといえる。ただ、それゆえに住民から最も近いところにある基礎自治体は、その関係性を整理したうえで住民に提示し、自らの権限・財源の範囲内でできることを検討していかなければならない。そうすれば、たとえ小さな事業であっても大きな関係性の中でどのような意味を持ち、どのように住民の生活の質の向上に貢献し得るか、ということが明らかになり、目指すべき目標も明確になるはずである。また、そのような分析と議論の積み重ねによって、基礎自治体が果たすべき役割の論点が深まり、地方分権を進めていくうえでの議論が成熟していくということも、中長期的には考えられる。

9 | ストックとフローの関係性を踏まえた計画と評価の構築方法の例

現行の自治体行政の計画や評価の枠組みを生かしながら、具体的に、住民の生活の質を基点として、それをとりまくストックとフローの関係性の中から施策と事業を紡ぎだしていくには、総合計画であるべき方向性を示したうえで、実施計画や分野別計画でそのストック量とサービスのフローの状況を把握し、望ましい水準を設定して、事務事業評価でその進捗を管理し、施策評価でその効果を検証する、といった形が考えられるだろう。

例えばある市で「生活困窮者の住環境を向上する」という施策があったとする。このような施策は、基礎自治体の総合計画では「福祉」の章の「生活困窮者の支援」の節の一施策として位置づけられるだろう。「住環境を向上する」ということであるから、生活困窮者をとりまく生活の質の向上の一環として、住宅施策を位置付けることが求められる。具体的な住環境の向上については、実施計画や分野別計画などで検討される。ストックの状況として、市営住宅などの公営住宅の戸数やその質（広さや築年数）、市営住宅が建設可能な余地（建て替えや新規

建設など）、あるいは民間住宅の動向から、市として借り上げることができないか、できるとすればその戸数はどれくらいか、などが検討される。この施策を検討する場合、民間住宅もこの市にとって生活の質を支える重要なストックとなる。フローの面では公営住宅の入居条件（賃料や所得制限などの条件）、手続きの合理性・公平性、住宅扶助の水準などが検討されるだろう。そのうえで、例えば生活困窮者のために、市が民間住宅をx年までにy戸借り上げ、廉価（月z円）で貸与する、という事業が選択されるとする。借り上げが順調に進んだか、入居希望者が集まったか、などは事業評価で検証され、施策の結果、生活困窮者の住環境は改善したか、という点は施策評価で検証されることになる。この場合、事務事業評価では借り上げ戸数の計画戸数に対する進捗や入居応募者数などが指標となりうる。施策評価では生活困窮世帯の一人あたり住居面積や路上生活者の数などが指標として考えられる。このように、住民の生活の質を基点として、それをとりまくストックとフローの関係性の中から施策と事業を紡ぎだしていくことで、地域の現状を構造的に把握したうえで、つながりをもった施策と事業が構築される。

10 | 持続可能な都市・地域のマネジメントとは

筆者は今回、自治体における医療や生活保護などの社会保障制度を詳細に検討したわけではないため、例示した枠組みや項目の中には見当違いのものや、自治体の裁量が及ぶ余地が極めて小さいものなどもあるかもしれない。そして裁量の余地という問題は例に挙げた以外のあらゆる政策分野でも直面しうる。しかし、たとえそのような側面があったとしても、先述したように、構造的な見取りがなされ、「生活の質」という基点を明確にしたうえでの施策構築は、その説得力・説明力が違ってくるはずであり、その見取りの中で自治体として何ができるか、ということも明確になる。特に、市町村のような基礎自治体は住民の生活の質に直接関わるサービスの提供主体として、自らの権限・財源が及ばない範囲も含めて、住

民の生活の質をとりまくストックとフローの関係、それに働きかけを行うことのできる主体を明らかにしたうえで、自治体としてでき得ることとしての施策・事業を立案していく必要がある。

持続可能な都市・地域のマネジメントとは環境問題に特化して何か特別なことをする、ということではない。環境問題・地球温暖化問題への積極的な取り組みは望まれるが、それが本質ではない、といってよいだろう。住民の生活の質を支えるストックとフロー、およびその関係性を把握したうえで、次世代がよりよい生活の質を享受できるように、それらを維持・改善していくことである。そのためにはストックの情報蓄積、フローの構造分

析が求められるが、ここでのストックとは再三述べたように、自治体が法的に所有する資産にとどまらない広義の概念である。自治体があるいは市民が日々の中で接しているさまざまな地域の資源を広くストックとして認識し、生活の質との関係性の中で、どのような便益（サービス、メリット）を得ているか把握し、それらを活用しながら守られるように働きかけていくことが求められる。そのような観点で取り組めば、自治体の計画や評価のあり方もより論理的に明確になり、自治体マネジメントのあり方そのものが進化する可能性もあると筆者は考えている。

(別表) 都道府県・政令指定都市の総合計画における「持続可能性」関連用語の使用例

自治体名	計画名	策定時期	使用例
北海道	新・北海道総合計画 ほっかいどう未来創造プラン	2008年3月	環境を守ることで経済を活性化させ、経済の活力が環境を守るような、環境と経済が調和する持続可能な北海道を創造していかなければなりません(めざす姿)
青森県	生活創造推進プラン	2004年12月	(使用なし)
岩手県	岩手県総合計画 新しい岩手・21世紀へのシナリオ	1999年	豊かな自然や優れた景観、自然をフィールドとして多彩な体験などを楽しむ新たなアウトドア型観光や、自然への理解を深めながら、持続可能な活用と楽しみ方をテーマとする新しい観光メニューの開発等を通じて、「環境との調和と共生」を目指した観光の振興を図ります。(施策「新たな観光の創造と演出」の項)
宮城県	宮城の将来ビジョン	2007年3月	経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければなりません(施策「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」の項で)
秋田県	あきた21総合計画 ～「時と豊かに暮らす秋田」をめざして～	2000年	廃棄物の発生抑制や資源としての有効利用を一層促進しながら、持続可能な循環を基調とした社会を構築する(政策「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」の項で)
山形県	やまがた総合発展計画 子ども夢未来宣言	2006年3月	持続的に発展する自立・内発型の産業経済をつくる(「政策の柱2」として)
福島県	福島県新長期総合計画 うつくしま21	2001年	持続的発展が可能な地域社会の形成[自然と共生する環境負荷の少ない社会の形成][独自の歴史・文化・個性を尊重した地域づくりの推進][「県づくりの理念」のひとつとして]
茨城県	新茨城県総合計画 「元氣いばらき戦略プラン」	2006年3月	環境への負荷の少ない持続可能な社会づくり(第2章第3項のタイトルとして)
栃木県	とちぎ将来構想	2003年3月	将来にわたって持続可能な地域経済と環境共生社会を(中略)築いていかなければならない(将来像実現のための基本理念)
群馬県	ぐんま新時代の県政方針	2006年3月	持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを県民一体となって推進します。(「戦略5美しい自然環境を守る」の項で)
埼玉県	埼玉県長期ビジョン	1997年	社会経済活動を持続可能なものに変革していくための、地球規模での長期的な視点に立った総合的な取組を推進し、持続的に発展することができる循環型社会の構築を図っていくことが重要となっています。(Ⅱ時代の潮流5地球環境問題の深刻化)
千葉県	千葉県長期ビジョン	1999年2月	本県産業の持続的発展を可能としていくため、「かずさアカデミアパーク」をはじめ、世界から優秀な頭脳が集い、世界と我が国をリードする研究開発の中核拠点の形成を推進していく(主要課題と基本的施策の方向)
東京都	10年後の東京 ～東京が変わる～	2006年12月	エネルギー・環境問題が先鋭化してくるアジア諸都市に対して、東京から先進的な環境政策を発信していくことは、地球の直面する持続可能性の危機を克服することにもつながる。(第1章 東京の都市戦略)

自治体名	計画名	策定期期	使用例
神奈川県	神奈川力構想	2007年7月	次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり(政策の基本方向)
新潟県	新潟県「夢おこし」政策プラン	2006年7月	持続的発展の原動力を培い、新潟県経済の将来への展望を開くために、地域産業の自立を図る。(政策目標実現のための基本的な視点)
富山県	元気とやま創造計画	2007年4月	持続的発展が可能な循環型・脱温暖化社会の構築に向けた取り組みや水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりを進めていくことが求められています。(富山県の現状と課題)
石川県	石川県新長期構想	2007年3月	自律した持続可能な地域づくり(重点戦略3)
福井県	ふくい21世紀ビジョン	1997年12月	(使用なし)
山梨県	山梨県長期総合計画 創・甲斐プラン21	2004年2月	ひとつのまとまりをもつ地域を「生命地域」ととらえ、そこに存在する自然資源と人的資源を組み合わせながら、持続可能な発展を遂げることができる社会を築いていこうという考え方が注目を集めています。(めざすべき県土像)
長野県	“活力と安心”人・暮らし・自然が輝く信州	2007年12月	持続可能な林業・木材産業の振興(第2章4節)
岐阜県	岐阜県長期構想	策定中 (2008年度議決予定)	持続可能な農山村をつくる(第4章 重点的に取り組む政策)
静岡県	魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン 後期2年計画 -富国徳創知協働-	2006年	「環境の世紀」を拓く“持続可能な社会”づくり(基本計画第1章)
愛知県	新しい政策の指針 ～今を越え、さらに世界で輝く愛知づくり～	2006年3月	持続可能な社会に向けた環境配慮の取組と意識の広がり(愛知の将来展望)
三重県	県民しあわせプラン(三重県総合計画)	2004年4月	持続可能な循環型社会の創造(第3編 基本政策)
滋賀県	滋賀県基本構想 ～未来を拓く共生社会へ～	2007年12月	自然本来の力を再生可能な範囲で活かしながら損なわない持続可能な社会づくりを進めるとともに、損なった自然の力を再生させて、琵琶湖をはじめとした豊かな自然を次世代に継承できる人と自然との新たな関係を築きます。(第3章 戦略3)
京都府	新京都府総合計画 むすびあい、ともにひらく新世紀・京都	2001年1月	たくましい地域経済のもとで持続可能な発展をめざす社会(第1章 基本構想)
大阪府	大阪の再生・元気倍増プラン -大阪21世紀の総合計画	2000年1月	持続的発展が可能な循環型社会づくり(第3節 第4項基本方向)
兵庫県	21世紀兵庫長期ビジョン 全県ビジョン 多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く	2001年2月	持続可能な循環型社会の構築(第3部 めざすべき兵庫像 3 基本課題)
奈良県	やまと21世紀ビジョン ～なら未来 30年の道しるべ～	2006年3月	次世代のためにも、持続可能で自然あふれる奈良を築いていくことが私たちの責務となっています。(未来社会の予想と展望 2 自然・環境の課題)
和歌山県	和歌山県長期総合計画 ～未来に羽ばたく元気な和歌山～	2008年4月	本県内の各々の主体が、温室効果ガスの排出抑制と吸収について、その責任と能力に応じて取り組み、環境と経済が両立した持続可能な社会(低炭素社会)を構築します。(第2章 第3項 ①地球温暖化対策の推進)
鳥取県	鳥取県の将来ビジョン骨子(案)	2008年4月	様々な活動・力をつなげ、結集して、持続可能で、魅力あふれる地域を創る(8 目指す鳥取県の姿)
島根県	島根総合発展計画	2008年3月	豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。(政策Ⅲ-4 自然環境、文化・歴史の保全と活用)
岡山県	新おかやま夢づくりプラン	2007年3月	これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、一人ひとりが環境に対する意識を高め、廃棄物や温室効果ガスの排出削減等に取り組むことなどにより、持続可能な循環型社会を形成していくことが求められています。(第2章 岡山の将来像)
広島県	広島県総合計画 元気挑戦プラン	2006年3月	持続的発展が可能な循環型社会実現への要請(第1章 策定に当たって II時代認識)
山口県	やまぐち未来デザイン21 21世紀に自活できる たくましい山口県の創造	1998年2月	環境と調和する持続的な生産の推進(項目別施策 活力に満ちた農林業の振興)
徳島県	オンリーワン徳島行動計画(第2幕) ～誇りと豊かさを実感できる「21世紀の徳島づくり」を目指して～	2007年7月	このような課題に適切に対応した、地域自立型で持続的発展が可能な社会を築き、徳島を「再生」から「飛躍」へと、新たなステージに対応した施策を展開していくことが、今、求められています。(第3 計画の基本理念)
香川県	香川県新世紀基本構想 みどり・うるおいにぎわい創造プラン 後期事業計画《2005-2010》	2005年3月	経済のグローバル化や環境問題に対応した持続的発展が可能な、創造性にあふれた活力ある地域をめざします。(第1章 序論1 (2)かがわの将来像)

自治体名	計画名	策定時期	使用例
愛媛県	「第五次愛媛県長期計画」 (副題:新しい愛媛づくり指針)	2000年	持続可能な経済社会を構築するため、企業における環境対策の促進や環境保全と生産性の維持・向上を両立した農林水産業の展開を支援するとともに、自然や生態系に十分配慮した多自然型社会資本の整備に努めます。(第3部 重点構想 II 環境と自然が生きる社会づくり)
高知県	(総合計画に該当する計画なし)		
福岡県	ふくおか新世紀計画	1998年9月	経済成長優先のピラミッド型から持続的成長を前提としたネットワーク型構造へ(基本構想 III 1-(1) 県民生活の将来像)
佐賀県	佐賀県総合計画2007 暮らしの豊かさを実感できる佐賀県を目指して。	2007年11月	大量に生産、消費し、大量に捨ててきた経済社会の仕組みや生活様式を見直し、良好な環境を維持しながら持続可能な社会を実現することで、地球環境保全に貢献することが必要です。(第1章-1)
長崎県	長崎県長期総合計画	2000年8月	持続的に発展可能な循環型の社会づくり(第1章 基本理念)
熊本県	熊本県総合計画 「パートナーシップ21くまもと」	2000年6月	県民共有の財産である地下水の保全など、より豊かな環境を保全・創造し、次世代に引き継ぐため、人と環境が共生した持続可能な循環型社会「環境立県くまもと」の形成をめざします。(第1 第2章 2-(4) 次の世代へ継承する豊かな環境をはぐむくまもと)
大分県	大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン2005 ともに築こう大分の未来	2005年11月	自然からの恩恵を将来にわたり持続的に享受するには、その保護や野生動物との共生を図っていく必要があります。(第3章 分野別施策 2-I 人・水・緑が輝く環境づくり)
宮崎県	宮崎県総合計画 「新みやざき創造計画」	2007年6月	本県の豊かな自然環境と良好な生活環境を生かし、人と自然が共生した持続可能な発展を目指す循環型社会及び地球温暖化防止に貢献する社会づくりを進めます。(計画編 第3 分野別施策 2-II-1 自然と共生した環境にやさしい社会づくり)
鹿児島県	かごしま将来ビジョン ～日本一のくらし先進県への道～	2008年3月	温暖化をはじめとする地球規模での環境問題については、環境保全と経済発展がバランスよく両立する国際的な取組を通じて、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現していくことが求められています。(第2章 時代潮流と鹿児島県の主な特性 1時代潮流 3地球規模での環境問題)
沖縄県	沖縄振興計画	2003年	持続的発展のための人づくりと基盤づくり(第2章 振興の基本方向)
札幌市	札幌市基本構想	1998年2月	持続的発展を支える環境低負荷型社会の構築(第3章 まちづくりの基本的な考え方と施策の大綱 4活力ある都市活動の維持・創出)
仙台市	創造と交流 仙台市都市ビジョン ～未来へ挑戦する「杜の都」へ～	2007年1月	1973年ジョージ・ダンツィヒによって提唱された集約型都市(Compact City)は1990年EUの都市環境緑書(Green Paper on the Urban Environment)で環境面を重視した持続可能な都市(Sustainable City)の概念へと発展しました。(はじめに)
さいたま市	さいたま希望のまちプラン 総合振興計画(改訂版)	2006年1月	さいたま市らしい固有の魅力を創出し、活力に満ち未来への希望にあふれる持続可能な都市づくりを進め、未来に引き継いでいく役割と責任を果たします。(基本構想2都市づくりの基本理念)
千葉市	千葉市新総合ビジョン	1999年12月	農業の持つ物質循環機能を活かし、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進するとともに、消費者に新鮮でより安全な地場農産物を安定的に供給します。(第8部-II 都市農林業の振興を図る)
横浜市	横浜市基本構想(長期ビジョン)	2006年6月	環境に配慮した事業活動や技術開発、消費が活発に行われるとともに、豊かな自然環境と、都市活動が持続的に共存できるまちを目指しましょう。(3 実現の方向性と取組 (4) 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう)
川崎市	川崎市新総合計画 川崎再生フロンティアプラン	2005年3月	持続型社会を形成する「広域調和・地域連携型」都市構造へ(I 総論 5 都市構造と交通体系の考え方)
新潟市	新・新潟市総合計画	2007年3月	市全体の調和の中で各区の生活圏の充実や拠点を進め、それぞれの地域の魅力を高めることにより、本市の持続的な発展を目指します。(基本構想 2 まちづくりの基本的な考え方)
静岡市	静岡市第1次基本構想	2004年10月	暮らしの基盤である安全、安心、快適性にすぐれた生活圏づくりを通して持続的発展の可能な環境調和都市をつくっていきます。(3 まちづくりの大綱 (3) 安全・安心・快適に暮らせる自然豊かなまち)
浜松市	はままつ“やらまいか”創造プラン (第1次浜松市総合計画)	2007年	都市の成長と環境の保全が両立する持続可能な都市づくり(基本構想第4章 都市の基本理念)
名古屋市	名古屋新世紀計画2010	2000年	(使用なし)
京都市	京都市基本構想	2001年	大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市文明のあり方に対して、わたしたちは環境との調和をめざす持続可能な社会をつくっていく必要があり、これは次世代に対するわたしたちの大きな責任である。(第1章 京都市民の生き方)

自治体名	計画名	策定時期	使用例
大阪市	大阪市基本構想	2005年3月	生活・活動の場としての利便性の向上や、持続可能な発展をめざした環境問題への取り組みを進めるとともに、水の都の再生、花と緑の創出、美しい都市景観の創造、歴史・文化資源の活用や、活発な芸術、スポーツ活動の展開などにより、住む人にとっても、訪れる人にとっても快適で、魅力あふれる都市をめざします。
堺市	堺市総合計画 堺21世紀・未来デザイン	2001年2月	本市が、将来に向かって都市の活力を高め持続的に発展していくためには、創造性や感性豊かな人々や企業などが集まり交流する、個性的で魅力をもったまちをつくる必要があります。(基本構想 Ⅲ まちづくりの基本視点と基本理念)
神戸市	神戸2010ビジョン	2008年3月更新	神戸にとって、2010年までの期間は、将来に向けた市民のくらしの充実と都市としての持続的発展を決するかけがえのない期間である。(第1章 計画の基本的考え方)
広島市	広島市基本構想	1998年6月	(使用なし)
北九州市	北九州市ルネッサンス構想 まちづくり推進計画2010	2006年3月	本市の環境に適した自然エネルギーの導入を推進し、持続可能な都市づくりを進める(第3 各論 5 世界の環境都市3-3都市の環境負荷を減らす)
福岡市	福岡市新・基本計画	2003年3月	分権時代の自治・自律をめざす福岡市は、市民生活の質を高める事業を推進しながらも、財政の持続可能性を高めつつ、時代、時代に必要な投資余力を確保するため、より一層の投資の重点化を図る必要があります。(1編 総論 1章 大転換の時代への挑戦 4-(2) 行政運営の基本姿勢)

資料：各自治体の総合計画書等をもとに作成

【参考文献】

¹ 環境経済・政策学会編 (2006) 『環境経済・政策学の基礎知識』 有斐閣 66-69ページ
² 植田和弘 (2005) 「環境資産マネジメントと都市経営」、植田・神野・西村・間宮 (編) 『都市の再生を考える 5 都市のアメニティとエコロジー』、岩波書店
³ 岡部明子 (2003) 『サステイナブル・シティ』 学芸出版社
⁴ Expert Group on Urban Environment (1996) European Sustainable Cities Report, Luxemburg, European Commission.
⁵ P・ダスグプタ/植田和弘監訳 (2007) 『サステイナビリティの経済学』 岩波書店169-176ページ
⁶ 藤沢市 (2006) 『藤沢市環境基本計画』
⁷ 豊中市 (2000) 『豊中市環境資源データベース』
⁸ 兵庫県立人と自然の博物館ホームページ
⁹ 植田和弘 (2002) 「環境政策と行財政システム」、寺西俊一、石弘光 (編) 『環境経済・政策学第4巻 環境保全と公共政策』 103ページ
¹⁰ 宮本憲一 (2007) 『環境経済学 新版』 (ストック公害に関する記述が多数ある)
¹¹ 山谷清志 (2006) 『政策評価の実践とその課題—アカウンタビリティのジレンマ—』 萌書房161ページ